

土壤汚染対策法に規定する要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 以下	—	0.002以下
	四 塩 化 炭 素	0.002 以下	—	0.002以下
	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 以下	—	0.004以下
	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 以下	—	0.1以下
	1,2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 以下	—	0.04以下
	1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.002 以下	—	0.002以下
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01以下
	ベ ン ゼ ン	0.01 以下	—	0.01以下
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下	0.05以下
シ ア ン 化 合 物		検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下	0.01以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下	1以下
第三種特定有害物質	シ マ ジ ン	0.003以下	—	0.003以下
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02以下	—	0.02以下
	チ ウ ラ ム	0.006以下	—	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

2024年6月1日現在